

平成22年度予算案における消費者庁関係予算及び機構定員について

平成21年12月 消費者庁

平成22年度予算案における消費者庁関係予算及び機構定員については、「地方消費者政策の強化」「消費者事故情報等の集約・分析・発信機能の強化」「着実な法執行等の推進」を柱とする次の事項が認められた。

【予 算】89.5億円(21年度89.2億円(「消費者政策委員会」経費1.0億円を除いた数字)と比べ、0.4%増)

【機構・定員】「地方協力課」の創設及び15名の定員増(21年度定員 202名)

地方消費者政策の強化

2.9億円 (34.8%増)

○消費者行政サポートシステムの構築

全国の市町村と消費者庁が悪質商法や製品事故等に関する懸念情報等をリアルタイムに共有できるネットワークを構築。

○消費者行政「現場」情報の活用

「現場」で活躍する相談員や弁護士等(消費者庁に登録)が地方自治体の依頼に応じて、地方消費者行政が抱える課題解決を実地に支援。活動結果については、地方公共団体や専門家間で共有し、波及効果を期待。

○地方消費者グループ・フォーラム

地域の消費者問題について消費者団体等に調査を依頼。その結果や解決策について、ブロック別に会議を開催し、消費者団体一行政、有識者など関係者間で議論を実施。結果を政策へ反映。

○消費者庁体制の強化

- 一定員11名を増。
- 「地方協力課」を創設(21人体制)。

消費者事故情報等の集約・分析・発信機能の強化

4.1億円(95.0%増)

○消費者事故の原因究明体制の拡充

消費者事故の迅速かつ的確な原因究明を可能とするため、試験研究機関・企業など外部の専門機関の活用を拡充。

○医療機関とのネットワーク構築

消費者安全法により関係機関から通知される消費者事故情報に加え、消費者事故発生時の状況などの詳細情報を収集するため、全国10病院程度の医療機関とのネットワークを構築。(同種事故の再発防止に関する検討材料とする)

○分析結果等の国民への発信体制の強化

消費者庁に寄せられる各種情報について一元的に集約・分析の上、消費者への注意喚起等を迅速に行う。

○消費者庁体制の強化

定員2名を増。

着実な法執行等の推進

8.2億円(▲15.9%)

○厳正な法執行の推進

一消費者安全法、景品表示法、JAS法、食品衛生法、特定商取引法、個人情報保護法など消費者庁が所管する法律について、消費者の利益を守るための必要な企画立案及び厳正な法執行を着実に実施。

一広報費、調査費など「職員が汗をかく」ことで代替できる予算を重点的に縮減する一方で、中核的な法執行経費を維持。

一非常勤職員9名を増。

○消費者教育の推進

0.6億円(▲24.7%)

一教育関係者、消費者団体、事業者、NPO等の多様な主体の連携による消費者教育推進のため、連携推進会議を開催するとともに、関係者間の連携による事業を公募を行った上で試験的に実施。

一定員2名を増。

○その他

2.0億円(▲45.4%)

消費者庁 22年度予算案の概要

平成21年12月
消費者庁

(単位：億円)

項目名	21年度 当初予算額	22年度 当初予算案	比較 増減額
I 地方消費者政策の強化	2.1	2.9 (34.8%)	0.8
○地方消費者行政の強化	0.2	1.1	0.9
○消費者ホットラインの充実	1.9	1.8	▲0.1
II 消費者事故情報等の集約・分析・ 発信機能の強化	2.1	4.1 (95.0%)	2.0
○医療機関とのネットワーク構築	0	0.5	0.5
○消費者事故の原因究明体制の拡充	1.7	2.1	0.4
○分析結果等の発信体制強化	0.4	1.4	1.0
III 着実な法執行等の推進	14.9	11.4 (▲23.8%)	▲3.5
○消費者取引対策	4.3	3.8	▲0.5
○表示対策	0.8	0.8	0.0
○食品表示対策	2.3	2.0	▲0.3
○消費者安全対策	2.2	1.6	▲0.6
○消費者教育の推進	0.7	0.6	▲0.1
○国際連携の推進	0.8	0.6	▲0.2
○その他政策経費	3.7	2.0	▲1.7
IV その他			
○国民生活センター交付金	32.0	32.0	0.0
○消費者庁人件費	16.8	19.4	2.6
○消費者庁一般行政経費	21.3	19.8	▲1.4
消費者庁合計	89.2 *1	89.5 (0.4%)	0.3

*1 「消費者政策委員会」経費1億円を除いた金額。